

民国初期における地方教育界人士の問題意識

——湖南省教育会と易克臬の教育主張を中心に

宮 原 佳 昭

はじめに	267
I 辛亥革命後の湖南省教育行政と教育会	269
II 譚延闓政権期における易克臬の教育主張	273
III 湯薌銘政権初期における易克臬の教育行政方針	283
おわりに	287

はじめに

本稿の目的は、民国初期とくに第二革命前後において、省レベルの教育会を拠点とする教育界人士が地域社会や教育界に対してどのような問題意識を抱き、どのように解決を図ろうとしたかを、湖南省を事例として解明することにある。考察にあたっては、国内学校卒業生である易克臬が湖南省教育会の機関誌である『湖南教育雑誌』に展開した教育主張に焦点を当てる⁽¹⁾。

一般に、辛亥革命後の湖南政治史は第二革命を境として、譚延闓政権期（1911年10月～1913年10月）と湯薌銘政権期（1913年10月～1916年7月）の二期に分けて論じられ、後者は国民党に対する徹底的な弾圧と「教育破壊」によって、革命史においてはいわゆる「暗黒時代」とされる⁽²⁾。そして、本稿で扱う易克臬という人物は、湯薌銘政権下の1914年初頭に湖南教育司司長に任命され、教育司が廃止される同年5月末までという短期間ながら省教育行政を主管した湖南人である。

これまで、易克臬を主題とする研究は、日本のみならず大陸・台湾においても管見の限り存在しない。それは、革命史観において「悪役」とされる湯薌銘と近い関係にあったという政治的要因が大きい。また、易克臬と同様に低く評価されてきたのが、民国初期に

湖南省教育会の会長を務めた符定一である。湖南省教育会は清末に成立した湖南の主要な教育団体のひとつで、会長の符定一をはじめ民国初期における同会の職員は、国内学校（とくに師範学校）卒業生が主体であった⁽³⁾。また、湯薊銘政権の成立後、符定一が湖南の最高学府である湖南高等師範学校の校長に任命されるなど、湖南省教育会の職員は湯薊銘政権と密接な関係を持っていた。さらに、1915年符定一が袁世凱の帝制を支持し、いわゆる保守的郷紳の葉徳輝とともに積極的に活動したことは著名である⁽⁴⁾。これらの経緯により、とくに回想録などでは、易克臬や符定一は湯薊銘政権期の「教育破壊」に荷担した「保守反動」的な人物として語られている⁽⁵⁾。

このような状況をうけて、筆者が易克臬に注目するのは、彼が民国初期の湖南省教育会の中心人物でもあったことによる。すなわち、易克臬は同会が1913年3月に実施した職員選挙で幹事に当選していた⁽⁶⁾。そして、先行研究ではほとんど知られていないことながら、彼は幹事当選に前後する1913年1月から6月にかけて、『湖南教育雑誌』に論説を発表しつづけたほか、1914年初頭に湖南教育司司長に任命されるや、同誌に「官庁宣言」を発表して、彼の教育行政方針を大々的にアピールしたのである。これらから、湯薊銘政権の「教育破壊」は易克臬や符定一と少なからず関係があることや、湯薊銘政権初期における易克臬の教育政策は、それに先立つ譚延闓政権期における問題意識に由来していることが推測できるのである。ここに、譚延闓政権期における易克臬の教育主張は、民国初期の湖南省教育会を拠点とする教育界人士の問題関心を解明するうえで、そして湯薊銘政権初期における彼の教育行政方針がいかなる文脈で形成されたのか、またそれらの教育政策の同時代的な意味とは何か、を解明するうえで極めて重要であることが確認できよう。

さらに、全国的に見ても、民国初期には各種の新聞・雑誌で、多くの教育者が教育主張を展開したが、彼らのなかで実際に省教育行政を担当した者は、管見の限りでは江蘇省の黄炎培などごくわずかである。袁世凱政権期における地方の教育実態がまだ充分には解明されていない現状にあって、易克臬の教育主張や教育行政方針のありかたは、同時期における地方の教育界人士の問題関心および地方教育行政の実態を解明する上で極めて貴重な事例といえよう⁽⁷⁾。

以上の問題関心をふまえ、本稿では、易克臬が『湖南教育雑誌』に展開した教育主張に焦点を当て、次の諸点を明らかにしようとするものである。まず、1913年中の教育主張についていえば、①易克臬が中国社会や湖南教育界（学校・教職員・行政）に対して見いだした問題点、②それらの問題に対する解決策と、その根拠となる理論的枠組。次に、1914年の「官庁宣言」については、③1913年中の教育主張との連続性、④もっとも重視した政策、である⁽⁸⁾。

本論は以下の構成をとる。第Ⅰ章では、辛亥革命後における譚延闓政権期の省教育行政の概要と湖南省教育会の実施事業を検討する。第Ⅱ章では、1913年中の易克臬の教育主張を検討する。第Ⅲ章では、1914年初頭に湖南教育司司長に就任した易克臬の「官庁宣言」を検討する。

I 辛亥革命後の湖南省教育行政と教育会

1 譚延闓政権期の省教育行政

1911年10月10日の武昌起義よりはじまる辛亥革命で、各省は相次いで清朝からの独立を宣言した。1912年1月、南京に中華民国臨時政府が成立すると、教育部総長に就任した蔡元培は、清朝政府にかわる中華民国の暫定的な教育法令を發布した。その後、南北統一によっていわゆる北京政府が成立すると、引き続き教育部総長を務めた蔡元培は、全国の教育を統一するために各省の教育者を招聘し、同年7月10日より8月10日まで臨時教育会議を開催した。この会議での決議を受け、同年9月より教育部はいわゆる「壬子癸丑学制」など一連の教育法令を次々と發布した。

一方、辛亥革命によって独立を果たした各省では都督府が設けられ、省内の学校を維持するため、各省独自に暫定的な教育法令を發布した⁽⁹⁾。それらの法令は、中央政府より統一的な教育法令が發布されることを前提としていたが、1912年9月以降、教育部より教育法令が發布された後も、各省では独自の教育行政が実施されていた⁽¹⁰⁾。以下、湖南省における省教育行政に焦点をあて、その方向性を明らかにしたい。

1911年10月31日、湖南都督に就任した譚延闓は省教育行政機関として学務司を設置した。譚延闓によって学務司司長に任命されたのが、私立学校グループのひとりであった陳潤霖⁽¹¹⁾である。陳潤霖は、まず「湖南学務司辦事章程」を制定して、省教育行政機関としての学務司の職務を明確にした。そして、「湖南暫定学制大綱」をはじめ、暫定的な学制を發布している⁽¹²⁾。このほか、学務司より公布された教育法令や実施済み事項は、「民国元年湖南教育分期籌辦大綱」（以下「元年湖南大綱」）⁽¹³⁾によると、小学校より高等・専門学校にいたるまでの学制に関する法令の比重が大きいほか、各学堂の名称変更や、教育経費に関する条例、学費徴収および教職員の給料に関する暫定的な定則など、いずれも学校教育の維持を主眼としている。また、実施済み事項として省立学校校長の派遣、小学校の教科書や教授法の改定などが挙げられるほか、「預備実行強迫教育辦法」すなわち義務教育の実施準備や「改良法政学校辦法」すなわち法政学校の改良に関する方針が定められていた。

陳潤霖は1912年3月末に学務司司長を辞任する⁽¹⁴⁾。彼に代わって教育司（北京政府の指令により学務司より改組）司長に任命されたのが、呉景鴻である⁽¹⁵⁾。「元年湖南大綱」によると、呉景鴻は「教育司辦事章程」を制定して湖南教育司の行政人員を任命すると、視學員（管内の学校教育を視察・監督する役職）を各県に派遣している⁽¹⁶⁾。また、呉景鴻の教育政策の重点は、小学教育の重視とそれともなう師範学校の設立や不良教員の取締、そして湖南に乱立していた私立法政学校の整理にあった⁽¹⁷⁾。これらの政策は、先述の陳潤霖の路線に沿ったものといえよう。

1913年3月に辞職した呉景鴻に代わって教育司司長に任命されたのが、唐聯璧である⁽¹⁸⁾。後述のとおり、この時期に湖南省では省議会が開催されており、彼は着任早々、省議会に提出する教育関係議案を作成しなければならなかった。それらの議案は、省立中学校の設立地点の策定や、省立師範学校および工業学校の増設などの案件を中心としていた⁽¹⁹⁾。

以上、譚延闓政権期の省教育行政をまとめると、中央政府が教育法令を発布するまでは学校教育の維持や調査に、法令発布後は小学教育の拡充や法政学校の整理、さらには省立の中等教育機関の増設などに重点が置かれていたといえよう。これは、当時の主要な教育関係雑誌である商務印書館『教育雑誌』に比較的多くの記事が見られる江蘇・浙江・湖北の事例を見ても、実施時期の前後はあれど、おおむね同様である⁽²⁰⁾。表1によるかぎり、譚延闓政権期には初等教育機関数が着実に増加していることがうかがえる。それでは、これら省教育行政に対して、湖南省教育会はどのような事業を実施したのであろうか。

2 湖南省教育会の実施事業

清末、長沙に設立された湖南省教育会は、辛亥革命後に暫定的な会規約が設けられ、1912年1月に改組を実施した⁽²¹⁾。そして、改組直後の1月23日・25日・27日に全体大会を開催している⁽²²⁾。このとき10の議決案が可決されたが、それらは国民教育普及案、初等小学教員養成所案、私塾改良案などであった。また、1912年中の事業計画は、①各県と連絡して教育会を成立させ、地方官とともに初等小学の設立を促進させる、②各県より調査員2名を推挙させ、各城鎮郷の教育状況を調査させて、義務教育の準備とする、③各県に初等小学教員養成所の開設を勧告する、④小学教員育成のために単級教授練習所を附設し、各県より教員を招聘する、など、小学教育の普及促進を主体としていた。これら湖南省教育会の議決案や事業計画は陳潤霖や呉景鴻の政策と軌を一にしていたとみてよい。

このように、1912年において、その方向性を同じくしていたと見られる湖南教育司と湖南省教育会であるが、同年から1913年半ばにかけての両者の関係は果たして良好であったのだろうか。ここで、湖南省の政治状況に言及しておく、1912年末から翌年にかけて、

表1 清末民初 湖南全省学校数

		1912年以前	～1912年11月	1912年8月～ 1913年7月
初等教育	初等小学	1,596	2,174	3,507
	両等小学	113	143	—
	高等小学	305	328	430
	乙種実業	4	5	41
	その他	76	109	23
中等教育	中学	43	41	29
	初級師範	22	35	31
	甲種実業	12	10	7
	其他	2	26	3
高等教育	大学・高等学校	2	4	—
	高等師範	1	1	1
	専門学校	17	37	7
	其他	3	12	—
合計		2,192	2,909	4,079

単位：校

出典：

1912年以前・～1912年11月：「教育司編成湖南省各種学校調査簡表（民国元年十一月調製）」

『湖南教育雑誌』2-8、法令文牘、1913年5月15日発行）

1912年8月～1913年7月：『中華民国第四次教育統計図表』（東洋文庫所蔵）

衆参両議会議員および省議会議員の選挙に向けて各政党が盛んに活動したが、湖南省は譚延闓を中心に国民党の勢力が非常に強く、衆参両議会・省議会ともに国民党が大多数の議席を占めていた。その一方で、第二革命前後の湖南省における地域社会の実態を考察した藤谷浩悦氏によると、上述の選挙が政党間の亀裂だけでなく、湖南都督府の人材登用の不平等をめぐる地域間対立などに見られるように、湖南都督府と湖南省の地域社会との亀裂を増幅させていた。また、郷紳や民衆が議会政党政治に不信を抱き、個人的な縁故関係を通じて湖南都督府に対抗していた⁽²³⁾。教育界においても、1912年末より1913年半ばにかけて、湖南都督府が公布した留学生派遣案をめぐる騒動が起こったが、この留学生派遣案に対して教育界が非難したのは、派遣人数が多すぎることに加え、派遣候補者の資格が国民党関係者に有利であったこと、そして出身地域ごとに定員が配分されていなかったことであった⁽²⁴⁾。

また、湖南教育司と湖南省教育会の構成員に関していえば、前者については詳しいことは定かではないが、教育司長の呉景鴻・唐聯璧はともに日本留学経験者で、かつ国民党員であった⁽²⁵⁾。一方、後者については別稿で指摘したとおり、1912年1月の改組を主導し

た勢力は譚延闓政権と必ずしも近しい関係にあるとは限らなかった。また、1912年1月および1913年3月の投票選挙で選出された職員は国内学校卒業生が多数を占め、そのうち国民党の関係者はごくわずかであったとみられる⁽²⁶⁾。さらに、1913年3月より教育部は全国に部視学（教育部直属の視學員）を派遣し、同年8月に視察報告書がまとめられたが、湖南を視察した部視学は湖南教育司と湖南省教育会の関係について「やや食い違いがあり、卒業生と経験派がさらに派閥を分かっているため、連携しあえない状態におちいつている」と指摘している⁽²⁷⁾。以上より、1912年から1913年半ばにかけて、「経験派」すなわち日本留学経験者や清末の教育経験者を中心とする湖南教育司と、「卒業生」すなわち国内学校卒業生を主要な職員とする湖南省教育会との関係は必ずしも良好ではなかったと考えられよう。

それでは、果たして湖南省教育会を拠点とする教育界人士は、湖南教育司に対して、また湖南の社会や教育界に対してどのような主張を展開していたのであろうか。これを解明するために、同会の機関誌である『湖南教育雑誌』に焦点を当てたい。

『湖南教育雑誌』の刊行は、1912年1月の全体大会直後より準備が進められており⁽²⁸⁾、湖南省教育会が同誌を極めて重視していたことがわかる。同誌は同会の職員で構成される湖南教育雑誌社によって編纂され、1912年6月に創刊された。同誌の発刊の辞は大略次のように言う。清末よりはじまる学校教育は、辛亥革命後も十分に機能しておらず、教育を受ける者のおごりと教育を語る者のでたらめさがはびこっている、このような教育界の悪習を正すために本誌を発行して、湖南のみならず全国の教育者とともに討議したい、と⁽²⁹⁾。ここから、湖南省教育会は湖南および全国の教育界の前途に対して、まったく楽観的ではなかったことがわかる。また、『湖南教育雑誌』は次の4項目を綱領としていた。①教育方針における実利主義・軍国主義の重視、②政治精神における教育独立の主張、③社会教育の提唱、④「高尚醇美の学風」の養成⁽³⁰⁾、である。これらはいずれも『教育雑誌』における教育主張にしばしばみられるものであり、綱領の内容自体は全国の教育界人士が提唱するそれと似通っていると見てよい。

『湖南教育雑誌』は1912年6月に創刊号が（1-1）、7月に第2号（1-2）が発行されたのち、半年間の空白を経て、1913年1月（2-1）から定期的に刊行される。次章では、この1913年1月から約半年にわたって同誌に論説を発表しつづけた易克臬と、その教育主張を考察する。

II 譚延闓政権期における易克臬の教育主張

1 易克臬の経歴

はじめに、易克臬の経歴を明らかにしておこう⁽³¹⁾。易克臬、字敦白、湖南省長沙県の人。1884年生まれ。1905年に北京の訳学館に入館、1910年に卒業試験を受け、最優等の成績で卒業する。卒業後の行方は定かではないが、1913年1月より突如として『湖南教育雑誌』に論説を発表しはじめる。そして、同年3月、湖南省教育会の職員選挙を経て、総務科主任幹事という会内の要職に就任する⁽³²⁾。第二革命後、湯薊銘による湖南統治が始まると、1914年初頭に湖南教育司司長に任命され、同年5月末に教育司が廃止されるまで、湖南省教育行政を主管することになる。

易克臬の経歴について指摘しておきたいのは、彼が在学した訳学館である。訳学館とは外交官や外国語教員を養成する機関で、京師大学堂に附設されていた⁽³³⁾。訳学館の就学期間は5年で、外国語・普通学科・専門学科という近代的学校としてのカリキュラムを備えていた。カリキュラムのなかで注目すべきは、専門学科として交渉学・理材学のほか教育学が必修とされていたことである。教育学は第5年目のみの配当で、しかも週36コマ中の3コマと短い時間ではあったが、訳学館の学生は外国語のほか教育学を学んでいた。易克臬に学校教職員の経験があるかどうかは判然としないが、少なくとも彼は西洋的教育学を受容していたとみてよい。

すでに述べたとおり、本稿ではこの易克臬を、第二革命前後の湖南省教育会を拠点とする教育界人士を代表する人物とみなす。その理由は次のとおりである。まず、『湖南教育雑誌』の編集方針によると、彼が論説を多く発表した「言論」「時評」門はともに「大半が本誌の主張である」と位置づけられている⁽³⁴⁾。よって、彼の主張は多くが同会の公式見解に等しいと考えられるのである。次に、経歴で触れたとおり、彼は1913年1月から論説を発表し、同年3月の職員選挙で幹事に当選しているが、これは彼の教育主張が同会会員に認知されていた状況下で当選したことを意味している。さらに、同会の職員選出に関する規定によると、まず会員全員の投票によって80人の幹事が選出され、総務科・社会教育科・普通教育科・専門教育科の4科に割り振られる。そして各科の主任幹事は幹事間の互選によって推挙されることになっている⁽³⁵⁾。つまり、総務科主任幹事に就任した彼は、他の幹事からも同会の中心人物として認められていたことを意味するのである。

さて、易克臬が執筆した論説は表2に示したとおりである。『湖南教育雑誌』は1913年1月から7月末までは月2回発行されており、彼はそのほぼ毎号に寄稿している。そのため、半年という短期間ながら、譚延闓政権期における彼の問題関心を考察するうえで十分な分

表2 『湖南教育雑誌』掲載、易克臬の教育論説

番号	タイトル	ジャンル	掲載号（発行年月日）
1	風紀と教育	言論	2-1 (1913.1.31)
2	生存責任論	言論	
3	教育の任期	時評	
4	教育專業論	言論	2-2 (1913.2.14)
5	学校家庭教育分担論	言論	
6	政治教育観	言論	2-3 (1913.2.28)
7	社会と教育	言論	2-4 (1913.3.15)
8	教育上の責任	言論	2-6 (1913.4.15)
9	我が国の高等教育	言論	2-7 (1913.4.30)
10	教育行政論（上篇）	言論	2-8 (1913.5.15)
11	学校風潮	時評	
12	校長と生徒	言論	2-9 (1913.5.31)
13	我が国の実業教育	言論	2-10 (1913.6.15)
14	教育司易司長の宣言	官庁宣言	3-2 (1914.2.28)

量を有している。あらかじめ、彼の教育主張の全体像を示しておくとして、第一に、彼の教育主張は、『教育雑誌』に見られるような学科・教科書・教授法に関する議論はほとんど見られず、湖南の社会・教育界・行政のありかたを問うものが大半である。つまり、彼の観点は教職員というよりは行政者としてのそれであり、その主張は教育的側面のみならず政治的側面をも帯びている⁽³⁶⁾。第二に、彼の教育主張の内容は、半年間の間に変遷するというよりは、一貫した主張に基づきつつ、さまざまな角度から近代学校教育の意義を中国社会に位置づけようと試みている。このため、複数の論説にわたって同様の議論がみられる。以上の特徴に基づき、本稿では彼の論説のすべてを取り上げる繁雑さを避け、主要な論説から論点を抽出する。あわせて、『教育雑誌』の教育主張を参照することで、彼の教育主張を同時代のなかに位置づけたい。

2 易克臬の教育主張

(1) 教育方針

最初に確認しておきたいのは、易克臬が湖南社会に見いだしていた問題点、そしてそれを改善するために提唱した教育方針についてである。

辛亥革命後、教育界では中華民国にふさわしい教育方針をめぐって、盛んに議論がなされた。代表的なものとして、蔡元培が提唱する道徳・実利・軍国民・世界観・美観の五主義と、それに対して陸費逵が提唱した実利主義の最重視が挙げられる。彼らが掲げた教育

方針は、今後中国社会にどのような道德観を普及させるかという問題とも密接につながっていた。中華民国の教育宗旨は先述の臨時教育会議で討議されたが、その結果、1912年9月に教育部より公布された教育宗旨は、「道德教育を重視し、実利教育・軍国民教育をもってこれを補助し、さらに美感教育をもってその道德を完成させる」と規定していた⁽³⁷⁾。これは、蔡元培の主張する道德主義が前面に押し出されたことを意味している。彼が提唱する道德とは、フランス革命で標榜された自由・平等・親愛の理念に基づく西洋的公民道德であることはよく知られている。

一般に、辛亥革命後における道德観の潮流は、ひとつは先述の西洋的公民道德である。もうひとつは中国伝統の儒教的道德で、清末以来いわゆる保守的郷紳によって提唱されてきた。民国初期の中国社会を通観すると、辛亥革命後は前者が大いに鼓吹されたが、第二革命以後、袁世凱の復古的な政策によって後者が勢力を盛り返した、とされる⁽³⁸⁾。易克臬や符定一らはこの後、袁世凱の帝制運動において葉德輝とともに帝制を支持したため、政治的に「頑固守旧」「保守反動」としてひとまとめにされるが、教育の分野において、果たして易克臬は儒教的道德を提唱していたのであろうか。このような問題関心にに基づき、彼の最初の言論「風氣と教育」を検討したい。

「風氣と教育」の概要を示しておこう。まず、易克臬は、中国社会の「風氣」を形成する上で全国学校の校風が大きな要素の1つであり、教育者が重要な役割を担っていることを指摘する。そして、現在の中国社会にはびこっている「悪習」とは何か、教育者は今後どのような「美風」を打ち立てるべきか、を論じている。

中国社会にはびこる「悪習」とは何か。彼は「風氣と教育」全体を通して次の5つを挙げる。①「依頼根性」、すなわち縁故に頼って利益を得ようとする事、②「運命への迷信」、すなわち人の能力や事の成否はみなあらかじめ定まっていると考え、自らの努力を怠ること、③「虚栄心」、すなわち形式だけを整え内実のないこと、④「求仕」の觀念と「不悦学の風」、すなわち学生が政財界への立身出世ばかりを求め、学問それ自体を重視しないこと、⑤「皮相的な自由説」、すなわち西洋的自由観に対する理解が足りないこと、これらである。これらの「悪習」に対して、今後どのような「美風」を打ち立てるべきか。彼によると、①自営自立の風、②「務実」（實際的なものを重んじる）の風、③「好学」（学問を好む）の風、④秩序に服従する風、の4つである。

それでは、易克臬はこれらの「美風」を打ち立てるために、どのような教育方針を採用すべきとしたか。それは、『湖南教育雑誌』の綱領にもあり、陸費逵が最重視していた実利主義の教育方針であった。易克臬は同じく「風氣と教育」で次のように言う。人生の第一の要事は生活であり、自活をはかる能力が必要である。優勝劣敗の公理でいえば、自活

能力を失った人・社会・国家は自活能力のある他の人・社会・国家に制されてしまう。現在の世界は生活競争がすでにこのように深刻であるのだから、人は自立自営をする必要がある。そのため、教育者は種々の「悪習」を取り除くために、実利主義教育を重視して「勤儉」（勤勉で質素であること）・「耐苦」（苦勞を耐え忍ぶこと）の諸道徳を提唱することで、先述の「美風」を打ち立てなければならない、と。

以上にみられる、易克臬の中国社会に対する認識、および実利主義の教育方針は全国的な教育潮流のなかでどのように位置づけられるか。まず、彼の社会認識、つまり中国社会にまん延する種々の「悪習」については、梁啓超の議論に代表されるように、いずれも清末以来盛んに指摘されていた⁽³⁹⁾。また、実利主義教育とは、清末以来提唱されていたもので、科挙受験のための八股文に代表されるような空虚な教育ではなく、実生活に役立つ教育内容を人民に施すことを意味している。ただ、教育学者の舒新城が指摘するとおり、1912年初頭に陸費逵が提起した実利主義教育の特徴は、もろもろの教育主義の最上位に実利主義を置いたうえで、実利主義とはただ実業を開発することにあるのみならず、「その精神の所在はすなわち勤儉であり、耐勞であり、自立自営である。およそ一切の人としての徳義は、実利主義の教育が含まないものはない」として、人の一切の挙動をしてひとしくこれを拠り所とさせようとしたところにあった⁽⁴⁰⁾。先の易克臬の主張に見られた、人生の第一の要事は生活であること、勤儉・耐勞・自立・自営の精神を人々に教育すること、などはいずれも陸費逵の教育主張から直接的な影響を受けたものであることは明らかである。

そして、道徳観についてさらにいえば、「風氣と教育」のみならず表2の論説のいずれにおいても、孔子・孟子の称揚、あるいは三綱五常といった儒教的道徳観に基づく主張は一切見られない。ここから、易克臬が中国社会に提唱しようとした道徳観は、西洋的公民道徳でも儒教的道徳でもなく、陸費逵が提唱する実利主義の教育方針に基づく道徳観であったといえる。

また、蔡元培の提唱する公民道徳と関連して、「風氣と教育」において、易克臬が「皮相的な自由説」に言及していることに注目したい。彼は次のように言う。

皮相的な自由説が盛んになってから、服従の二字は世に非難されている。いわく「人は奴隸根性を打破しようとするならば、まず服従を取り除け」と。これは大きな誤りである。人類社会が維持するために頼りとしているものでは、服従を至上の徳とする。

そして、①法律に対する絶対的服従、②信条に対する相対的服従、③能力に対する自然的

服従、の3種の服従を挙げ、これらをまとめて「秩序」と呼ぶ。そして「いわゆる秩序が存在すれば人も生存し、存在しなければ滅んでしまう。そうであるのだから、服従を奴隷根性と言うのはどうして大きな誤りでないだろうか」というのである。これもまた、清末における梁啓超の議論⁽⁴¹⁾の影響を強く受けていることは明らかだが、易克臬がこのように湖南社会に対して無制限の自由を戒めようとしたのは、この時期の教育界が直面していた問題の深刻さによるものといってよい。それは、学校教育における学生の「学校風潮」(学校騒動)である。

1904年、中国に近代的学校制度が導入されて以来、学生による学校風潮は全国で頻発していた。これらの風潮の主要因は、清朝政府への抵抗や、学校教職員や学校環境に対する不満によるもので、往々にして一校のみならず数校を連合した長期的な学生運動が展開された⁽⁴²⁾。ところが、中華民国成立後も学校風潮はひきつづき全国で頻発していた。同時期の『教育雑誌』の論説でも、清末の学校風潮は清朝の専制が原因であるとして学生らに理解を示す一方で、民国成立後は破壊よりも建設を謀るべきであるのに、「某校の学生が校長を殴った」「某校の学生が教員を攻撃した」「某校の学生が要求が満たされないため同盟を結んで授業をボイコットした」という現象がまだまだ収まらない現状を憂えている⁽⁴³⁾。このような状況下で、同時期の教育界人士が学校風潮の原因のひとつとして掲げたのが、学生の自由観であった⁽⁴⁴⁾。教育宗旨の公布前後、『教育雑誌』では学生の自由・平等を戒める論説がしばしば発表された⁽⁴⁵⁾ほか、1912年9月に蔡元培の後任として教育総長に就任した范源濂は「自由は法律をもって範囲とするものである。学校の規則はまさにこれを遵守すべきである。平等は無秩序という意味ではない。学校の秩序は必ずこれを尊重すべきである」と全国の学生に訓令している⁽⁴⁶⁾。このように、全国的にみても、教育界人士は学生の自由観と学校風潮を問題視していたのである。

後述のとおり、易克臬も『教育雑誌』上の論説も、学校風潮の原因を学生の自由観のみに帰したわけではない。ただ、易克臬は、中国社会にはびこる種々の「悪習」を取り除き、頻発する学校風潮を解消するうえで、自由・平等・博愛の西洋的公民道徳を提唱することは有効ではないと考えたのである。

これまでの議論をまとめよう。易克臬は中国社会を「汚濁した社会」とみなし、教育家はこの社会を改善することが責務であるとした。そして、まず着手すべきは生存問題であると考えた彼は、教育方針として実利主義を最重視した。それは、実利主義の教育方針によってこそ、生存競争に必要な自活能力を養うだけでなく、勤儉・耐苦・自立自営といった新たな道徳観を提唱することで、中国社会にはびこる種々の「悪習」や学校教育における学校風潮といった諸問題を解決できると考えたからであった。そして、このような易克

泉の教育主張は、おおむね全国の教育界人士の主張に呼応するものであったといえる。詳しくは次章で考察するが、教育方針における実利主義の最重視は、1914年の教育行政方針へと直結していくことになる。

以上、易克泉の社会認識および教育方針を検討した。とくに道德観についていえば、彼は実利主義の教育方針に基づく道德観を提唱しており、もはや儒教的道德の提唱という意味における「保守反動」であったと考えるわけにはいかない。その一方で、ここまで民衆や学生に関する議論を追ったため、彼の主眼は学生の統制にあると思われるかもしれない。とくに無制限の自由を戒める主張は、1915年に袁世凱が公布した教育方針⁽⁴⁷⁾と重なることもあって、ややもすれば易克泉の「保守反動」性を露わにしているだけのようにも思える。しかし、易克泉が求めたのは学生に対する戒めのみではない。というのも、易克泉の論説が発表されたのは『湖南教育雑誌』という場であり、彼が訴えかけるべき対象は、むしろ雑誌の読者層である会員たち、つまり学校教職員および教育行政人員と考えるべきだからである。民国初期、彼らに問題がなかったかといえば、当然そうではなかった。次に、学校教職員に対する易克泉の主張を検討しよう。

(2) 学校教職員の職業意識

ここでは、学校風潮に関する主張を題材にして、学校教職員に対する易克泉の問題意識を検討する。

易克泉の時評「学校風潮」は、まさしく湖南で発生した学校風潮を主題とするものである。これによると、湖南では近年、学校風潮が何度も発生しているが、そのなかでもっとも衝突が激しく、またいまだ解決していないものとして、湖南第一師範学校（以下、第一師範）での風潮を評さないわけにはいかない、という。第一師範は長沙におかれた省立の初等教員育成機関で、長沙を中心とする各県の子弟が集められた、まさしく湖南における初等教育普及の中核であった⁽⁴⁸⁾。その第一師範で起こった風潮であるだけに、事態は深刻であった。さらにいえば、ちょうどこの学校風潮が起こった時期に部視学が湖南省を視察していたが、その報告によると、第一師範のみならず、湖南の最高学府であった高等師範学校など他の省立学校についても、運営の不備が指摘されている⁽⁴⁹⁾。ここから、湖南の省立学校はその機能不全が問題となっており、その象徴的な事件こそがこの第一師範の学校風潮であったといえよう。

易克泉によると、「第一師範の学校風潮の一部始終については、すでに大いに人々の口にのぼった」という。ただ、管見の限り、この事件に関する他の史料が見あたらないため、第一師範の学校風潮の概要はひとまず彼の記述によることにする。

あらましを言えば、校風は日々腐敗し、校長は無能であった。そこで学生は校長が辞職することを何度も請願したが辞職せず、紛々と呈文で上申したが受理する者がなかった。銃の弾丸が校長室で発見されたが、〔それでも校長を〕震え上がらせることができずにおわった。

もちろん、この時評のみでは学校風潮の真因は判然としないうえに、易克臬の見解に偏りがある可能性も否めない⁽⁵⁰⁾。ただ、ここで注目すべきは、易克臬がこの風潮を学生の非によるものとみなしたかどうか、である。結論を言えば、この時評では学生に対する批判は一言も見られない。では、彼のほかの論説ではどうか。

「学校風潮」の翌号に彼が発表した言論「校長と生徒」は、明らかに学校風潮論の延長として書かれたものである。「一学校の成績はみな校長の才能・学識・道徳とその情熱・気力が現れる所である」という冒頭ではじまるこの論説において、易克臬は人間の発展段階において学生とは未成熟なものであるという前提のもと、学生に対しては風潮の原因を深くは追求しない。むしろ、校長の不良こそが風潮の原因だと断言するのである。

易克臬のみるところ、湖南における校長の職務のありかたはどのようなようであったか。「校長と生徒」によると、大略次のとおりである。校長は生徒に信用されておらず、また生徒に不親切である。その理由は、①校長に学問がないこと、②校長が教育常識がないこと、③校長が教育を目的とせず、校務を専職としていないこと、④校長が学科を担当できないこと、による。ここにおいて校長は1週間に1回程度、はなはだしくは1ヶ月から数ヶ月に1回しか学校を訪れない者もしばしばである。また、職務を担当している校長でも、実質的な把握を有する者は実にごくまれである、と。

また、易克臬は時評「教員の任期」で当時の教職員について、湖南では近年以来、教員が同じ学校で長期間勤めず、往々にして1学期間（当時は3学期制）のみの契約で転々とするため、学生はさまよって定まるところがなく、授業は欠落して乱れるなど、もろもろの弊害がある、と指摘する。この問題は、教員の待遇をはじめ複数の要因が絡み合っているとみられるが、ともかくも易克臬が指摘するとおり、いずれも校長および教員の問題であり、被害を受けるのは学生であることは確かであった。そして、これら学校教育における校長・教職員の問題点は、清末以来、『教育雑誌』でしばしば指摘されていたことでもあった⁽⁵¹⁾。

ここに、易克臬は校長および教職員のあるべき職業意識を提唱するのだが、果たしてそれはどのような理論的枠組にもとづいていたのか。彼は時評「学校風潮」で、「近代の教育は、管理・訓練・教授を同時に並行すれば、学生と教職員の相互衝突は絶無であると断

じることができる」と言い、また言論「校長と生徒」では、「生徒と校長は、実に親切にしやすいものである。管理・訓練の精神がいよいよよく貫徹できれば、接近はいよいよ密になり、親切の機会はいよいよ多い」と言う。この「管理」・「教授」・「訓練」はいずれもドイツのヘルバルト派教育学の術語である⁽⁵²⁾。

周知のとおり、ヘルバルト派教育学の教育理論は、近代教育学の祖といわれるドイツ人のヘルバルトの教育学の流れを汲む。ヘルバルト派教育学は、「道徳的品性の陶冶」を教育目的とするところに特徴があり、その方法として管理・教授・訓練が位置づけられる。管理とは、教授・訓練が行われるのにふさわしい秩序を形成・維持するため、被教育者の行動を一定の状態に規制する作用を指す。具体的な方法として、おどかし、監視、懲罰、作業などがある。これに対して、教授とは、教育者が教材を用いて被教育者に知識を伝授し、多方面の興味を養成することを主眼とする。そして、訓練は「訓育」とも翻訳されるが、行動・性格・態度などいわゆる人格形成を主眼とし、教育者が被教育者の感情・意志に直接働きかけて、道徳的習慣や行動力を形成し、品性や性格を陶冶する作用を指す（本論では、史料に沿って訓練と訓育を併用するが、同義と考えていただきたい）。ヘルバルト派教育学においては、教授および訓練こそが「本来の教育」であり、管理はそれら「本来の教育」を行うための環境整備という副次的な位置づけである。

明治日本で主流を占めていたヘルバルト派教育学は、日本留学生による翻訳や、中国の学校で教鞭を執った日本人教員によって清末期に中国に伝来し、奏定学堂章程など清末の学制にも大きな影響を与えた。ヘルバルト派教育学は清末民初の中国においても教育学の主流を占め、国内の師範学校でもヘルバルト派教育学に基づく教科書が用いられた。

易克臬がさかんに教育主張を展開した1913年前半とは、1904年中国に近代的学制が導入されてからおよそ10年後、中華民国が成立してよりおよそ1年後にあたる。このとき、学校教職員の職業意識はすでに形成されていたといえるだろうか。まず、国家からの要請についていえば、清朝政府および中華民国の教育法令は、校長や教職員の職務をほとんど明示していなかった。一方、日本留学経験者や師範学堂卒業生などの間では、ヘルバルト派教育学の教育理論が伝わり、学校教職員の職務は管理・教授・訓練にある、という認識が徐々に広がっていた⁽⁵³⁾。しかし、近代中国の教職員における師範学校卒業生の比率の低さは、すでに多くの先行研究で指摘されているとおりである⁽⁵⁴⁾。ここから、清末民初において、学校教職員の職業意識というものはごく一部にしか定着していなかったとみてよい。易克臬は、校長や教職員の職業意識が欠けていることで、学校風潮といった学校教育の不良現象を引き起こしていると分析し、教育界に統一的な規範を広めなければならぬと考えたのである。とくに重視されるべきは、ヘルバルト派教育学の枠組に基づき、学

校教職員は教授だけではなく、管理・訓練を重視しなければならない、というものであった。

そして、彼の批判の矛先は校長・教職員のみにとどまらない。「校長と生徒」は、校長のあるべき職務態度を説いたあと、「無能」な校長に対する教育行政機関の管理が不足していることを批判するのである。また、先述の時評「学校風潮」においても、「行政者がついに第一師範の腐敗を発見しておきながら、月日を経ても少しばかり教育の真心を出して学校のために整理しないのも、また全く行政能力がないと言うべきである」とするようになり、易克臬の教育主張には、教育行政機関に対する批判が随所に見られる。『湖南教育雑誌』の編集方針によると、「言説」の部は「大半が本誌の主張」であり、「その対象はもっぱら教育上実施あるいは改良すべき事に属し、また政治・社会の両方面を兼ねてこれを言う。政治においてはすなわち政府を監督・査察し、社会においてはすなわち国民を指導する」とするとおり、『湖南教育雑誌』の言説は、政府に対する提言を前提としていた⁽⁵⁵⁾。当時の政府とは、北京の中央政府のほか、湖南を統治している譚延闓政権を指していることは言うまでもない。次に、教育行政機関に対する彼の言説を見ていこう。

(3) 教育行政機関に対する要望

まず、易克臬は中国社会に近代教育を普及させるために、どのような教育行政を行うべきだと考えていたか。言説「教育專業論」から、彼の教育行政観を確認しておこう。

「教育專業論」は、①教育権独立論、②生・養・教分業論、③教育上の干渉主義と放任主義、の三部からなり、政治・実業に対する教育の役割を明らかにしたうえで、教育行政の地位の確立を訴えている。このうち、③は彼の教育行政観を端的にあらわしている。易克臬は当時の世界的な教育行政の潮流について、フランス・ドイツ・日本のように国家が主宰する干渉主義と、イギリスのように社会が主宰する放任主義の2つを挙げる。彼によると、両者に優劣はなく、地域・気質・習慣などを考慮して決定すればよいが、中華民国は「幼稚の国」であるため、官方の教育行政機関が教育普及を放任することを許さず、干渉主義的な教育行政を実施すべきだと主張する。なお、政治・経済・教育の各分野でドイツ流の干渉主義とイギリス流の放任主義とを対比させ、ドイツ流の干渉主義政策こそが国情に合うとするのは、清末民初の中国において一般的な論調であった⁽⁵⁶⁾。では、易克臬は、教育行政機関は何に対して干渉すべきと考えたか。言説「校長と生徒」では、教育行政機関は視學員を通じて各学校の校長を嚴重に監督し、1年のうちに定期的に報告を提出させること、時評「職員任期」では、校長が教員を招聘する際に視學員がこれを審査すること、などを提言している。

また言論「教育行政論（上篇）」では、「社会的行政」すなわち国家は社会と共同して教育行政を行うべし、と主張する。ここでいう社会とは、具体的には現在教育職を担当している者を指し、彼らを教育政策の立案に参加させるべきだという。易克臬は教育行政機関による干渉主義的教育行政とあわせて、なぜこのような主張を展開したか。それは、この論説が発表された1913年5月前後における湖南省議会および湖南省教育会の動向に注目する必要がある。湖南では同年3月19日から湖南省議会が開催され、5月以降に教育関係議案を含む各種議案が審議されることになっていた⁽⁵⁷⁾。これと時を同じくして、湖南省教育会は改組を実施し、同年3月末に役員選挙を、4月13日から15日にかけて常年大会を開催した。この常年大会では24の案件が議決され、これら議決案と意見書をまとめた『湖南省教育会第一次報告書』が各界に公布された。このような湖南省教育会の動向は、明らかに省議会での審議を視野に入れたものである。

湖南省教育会が議決した24の案件には社会教育に関する提案が多く盛り込まれていたが、それら議決案の筆頭にあげられていたのが、省政府は教育行政会議を組織せよ、という案件である⁽⁵⁸⁾。これは、イギリス・ドイツ・フランスが教育行政において合議制を採用している例にならい、毎年1回省レベルの教育行政会議を開き、合議によって省レベルの各種教育政策を決定せよ、というものである。そして省教育行政会議の議員とされているのは、都督・教育司長・各県教育科科長など官庁の行政人員のほか、省立・私立学校校長（私立は4年以上の運営歴が必要）や省教育会の正副会長、各県教育会会長などであった。つまり、易克臬が「教育行政論（上篇）」でいう国家と社会の共同行政とは、湖南教育司と湖南省教育会の共同行政を指し、現任教職員および彼らが結集する湖南省教育会を教育行政に参加させるよう要求していたのである。

その一方で易克臬は、社会に放任できず、国家がおこなうべき事業について次のように言う。ひとつは全体的な計画と検査・報告、そして、それらを担う「視学制度」の確立である。もうひとつは、人民が実施しようとはしない事業、すなわち社会教育事業である、と。とくに前者について、彼は先述の通り一貫して視學員による教育視察を重視していた。それはまさしく、各学校の校長・教職員の学校運営や学生に対する管理・訓練の実施を監督するためである。視学制度を確立せよ、という主張は、湖南教育司に対する批判が込められていると見てよい。というのも、呉景鴻時期の湖南教育司は19人もの視學員を擁していたが、1913年8月の部視学の報告によると、湖南省では視學員の視察や報告の基準が定まっていないと指摘されており、視学制度が十分に機能していたとは言いがたい状況であったとみられるからである⁽⁵⁹⁾。

以上、譚延闓政権期における易克臬の教育主張から、主要な論点を明らかにした。それ

は、実利主義教育による学生・民衆の道徳の確立、ヘルバルト派教育学の枠組に基づく学校教職員の職業意識の確立、干渉主義的教育行政の実施、であり、さらに干渉主義的教育行政については、校長・教職員に対する監督強化、湖南省教育会の行政参加、視学制度の確立、社会教育事業の展開、に分かれていた。これらの論点は湖南教育界が直面している学校教育とくに省立学校の機能不全や、省教育行政機関と省教育会の乖離といった状況に基づいており、とくに学校教育の機能不全については、全国教育界における問題ともつながっていたのである。

Ⅲ 湯薊銘政権初期における易克臬の教育行政方針

中華民国臨時大總統袁世凱は1913年より、国会を無視した善後大借款などで自勢力の拡大に努めていた。これに対して異をととなえた国民党系都督らの蜂起、いわゆる第二革命は袁世凱の圧勝に終わった。この第二革命で、反袁世凱を掲げて湖南独立を宣言した湖南都督の譚延闓は、袁世凱によってその職を解かれた。かわって1913年10月、湖南都督兼民政長に任命されたのが、湖北省出身の軍人湯薊銘である。

湯薊銘の湖南統治における主要な課題は、第二革命の「乱党」であり、譚延闓政権の中核であった国民党の組織を解散させ、かわって自らの勢力を築くことにあった。彼はただちに逮捕令を発して、譚延闓政権の各司長・局長を拘束せんとした。うち龍璋ら一部は逃亡に成功したが、拘束された者のうち内務司司長楊徳麟らは公費乱用を理由に銃殺、教育司司長唐聯璧らは死刑を免れたものの北京に護送された⁽⁶⁰⁾。また、各県に命令し、大總統令にしたがって各地の国民党機関を解散させた⁽⁶¹⁾。

その一方で湯薊銘は翌年1月に「湖南行政公署」を組織し、公署内に財政・内務・教育・実業の四司を設けた⁽⁶²⁾。湯薊銘政権の要職は湖北人の胡瑞霖をはじめ、湖南人以外のいわゆる「外省人」で占められていた。そのなかで1914年初頭、湖南教育司司長に任命されたのが湖南人の易克臬であった。彼は『湖南教育雑誌』3-2に「教育司易司長之宣言」(以下、「宣言」と表記)と題する官庁宣言を發表し、1914年度の湖南教育行政の全体的方針を明示したのである。

本章では教育司司長易克臬の「宣言」を検討するが、これに先だって、第二革命以後の全国的な政治・経済的状况に触れておきたい。ひとつは地方自治機関の解散である。第二革命の混乱によって各県城鎮郷の自治団体が機能せず、初等小学校が次々と閉鎖を余儀なくされていた。さらには1914年2月、大總統袁世凱によって全国の地方自治機関が解散させられたことで、各城鎮郷で初等小学校を維持する機関がなくなり、混乱に拍車を掛け

ることになったのである。湖南でも、湖南省教育会が湯薊銘に対して小学校の維持を各県知事に通令するよう請願し⁽⁶³⁾、湯薊銘もこれを受け入れた⁽⁶⁴⁾ものの、具体策を実施するまでには至っていなかった。そして、もうひとつは省財政の悪化である。歳入の減少に加えて、第二革命によって軍事費が増大したことで各省財政は大きく悪化しており、とくに省教育財政は縮小を迫られていた。これら、譚延闓政権期にはみられなかった事態を受けて、易克臬はどのような教育行政方針を打ち出したのであろうか。

「宣言」は6項目からなり、それぞれの標題は次の通りである。

- ①厳格なる整理から着手する。
- ②干渉主義的教育行政を実行する。
- ③物質と精神の並進教育を実行する。
- ④実用主義を実行することで学校教育を改良する。
- ⑤各種教育施行プログラムを制定し、とくに職業教育を重視することで社会の急需に応じる。
- ⑥「逐年籌備」（毎年の計画準備）・「限期責成」（期限を区切って実施を命じる）の精神で教育普及を促進する。

これら6項目のうち、①・②は現状の問題点とそれに対する短期的なプラン、③・④は教育目的や教育方針、⑤・⑥は中・長期的プランに位置づけられる。これらの標題からも察せられるとおり、実用主義（後述、実利主義からの派生）の教育方針、干渉主義的教育行政など、彼の「宣言」の骨子は、前節で明らかにした譚延闓政権期における教育主張を引き継いでいることがわかる。以下、個別に考察しよう。

1 教育目的と教育方針

まず、教育目的と教育方針について検討する。項目③は、大略次のようにいう。アメリカやヨーロッパ大陸では「国民生計主義」、つまり人民の生活を重視する教育が行われている。教育部が掲げた教育宗旨は、実行するうえで順序を定めるべきである。教育部は道徳を重視するが、道徳は生活から生じるものであり、近年の社会混乱の状況は生活問題が原因でないものはない、と。

…ゆえに、まず実業教育を施策の中堅とすべきで、一方では厳格に学風を整頓して、自立・親愛・謹慎・耐勞・守法・真実の諸徳を養成することで、自らを滅ぼす一切の悪業から救う。また一方では体育総機関を設立して全省の体育を支配することで、文弱の病を治す。

このように、易克臬は、教育の目的は人民の生活向上と道徳の養成にあり、そのための方法として実業教育を重視し、実利主義の諸道徳を提唱している。また、項目④では、その標題が示すとおり「実用主義を実行することで学校教育を改良する」として、学校教育が実用に適していない現状を批判し、「江蘇教育司長の黄炎培君がかつてこれを提唱して改良の説とし、すこぶる教育家に称賛された」という実用主義の教育を実施することを主張する。ここでいう実用主義とは、たとえば国語の授業では生活でよく使う文字や手紙の書き方を教えるなど、学校教育の教育内容を社会の実際生活と適応させようという主張であり、陸費逵の提唱した実利主義を黄炎培が発展させたものとして位置づけられている⁽⁶⁵⁾。

以上、項目③・④はいずれも前節で指摘した実利主義の教育方針を継承していることは明らかである。ここでも、易克臬は「保守反動」の象徴とみなされがちな儒教的道徳を提唱しているわけではなく、また、教育先進地域である江蘇省の動向を敏感に捉えていたことが確認できよう。

2 優先順位の設定

項目①では、小学・中学・実業・師範・高等専門の各種学校教育で、学校数・学生数・教職員・教育経費・教育内容などの点で問題が山積していることのほか、社会教育はそもそも施設数が少なく、いまだ萌芽していないことを指摘する。

ただ、これら学校教育・社会教育の問題点を挙げた上で、1914年度に整理すべき事項に関して、易克臬は優先順位を定めていた。それでは、彼は1914年には何を優先すべきとしたか。項目①によると、もっとも優先していたのは小学教育の維持である。これは先述のとおり、第二革命の混乱や自治機関の解散によって、各地の小学校が相次いで閉鎖されていたことを背景としている。次に優先したのは、高等専門教育である。ただし、小学教育とは異なり、項目①によれば、その方針は「減少および併合を調査することを求める」としていた。これについては項目⑤でも言及しているが、省立学校を合併させるほか、湖南に乱立している多数の私立法政専門学校を教育部の規定にしたがって厳格に整理し、完全でないものは淘汰することとしたのである。

このほか、易克臬によると、本年度は後回しにせざるを得ない分野もまた設定していた。それは、項目①によると、中等教育・女子教育・師範教育・実業教育のほか、社会教育であった。とくに社会教育について、易克臬は「現在の規模にもとづいて改良し、財力の及ぶところにもとづいて施策するのみ」と言ったが、これは実質的には官庁が社会教育を主導できないことを意味していた。

このように、易克臬は社会教育の優先順位を下げ、小学教育の維持と高等専門教育の整

理を優先事項として掲げていた。ただ、注意すべきは、小学教育を主管するのは各県、高等専門教育を主管するのは教育部であり、ともに湖南教育司が主導できる分野ではなかったことである。前者は第二革命後の事態を受けて教育部が積極的に対策を講じ、後者はこの時期同じく教育部が私立法政専門学校の整理に乗り出していた⁽⁶⁶⁾。つまり、両者は譚延闓政権期の問題関心から発したものであるというよりは、第二革命後の事態を受けて、教育部に呼応して提起されたものというべきであり、易克臬がもっとも重視していた政策は他にありと考えられよう。それは、干渉主義的教育行政の実施である。

まず、項目①では、学校教育や社会教育における問題点のほかにも、易克臬が前年から問題視していた「学風」問題を筆頭にあげ、学校における「訓育」が不足していることを指摘する。そして、項目②では従来の教育行政機関のありかたを指摘して、次のように言う。

各校の教職員の姓名をいまだすべて列挙できず、各校の教科書をいまだことごとく知悉しておらず、各校の教授カリキュラムをいまだよく周知せず、はなはだしきにいたっては各校が自由に取捨し、あるいは法令に抵触していてもあえては正そうとはしない。

さらに、各学校における校長の学校管理については、

教職員の勤務評定法を実施できず、教員の教授法も選別できず、職員の管理法もまた監督できない。はなはだしきにいたっては校長が教科の内容を見分けられず、校務を処理せず、あるいは1週間に1回、あるいは数ヶ月に1回しか学校に来ない。

とする。これらの指摘は、易克臬が1913年よりすでに問題意識を有していたこと、前章で明らかにしたとおりである。上述の学校教育における諸問題を解決し、1913年の第一師範の議論に象徴されるように機能不全と見られていた省立学校を再建するため、易克臬は干渉主義的教育行政の実施を掲げ、省教育行政機関による学校管理の強化をはかろうとしたのである。

一般に、近代的学校制度の普及度を示す指標として、同時代の教育家のみならず我々もまたもっとも注目するものの一つが、学校数の多寡である。ただ、易克臬は、項目⑤・⑥の中・長期的プランに示すように、省財政が悪化している現状に加え、日本・ドイツ・フランスなど当時義務教育が普及している各国においても、その普及には10年から20年という歳月がかかったため、長期的な視野が必要である、と認識していた。このため、易克臬は1914年中には学校数を増加させる政策をとらなかった。学校数の増加を求めないこ

とは、一面においては近代的学校制度の普及における後退ともみえる。しかし、易克臬は学校数の増加にかえて、省教育行政機関による学校管理を強化して、既存の学校の質を高めることで、今後の普及促進の礎にしようともくろんだのである。

このように、易克臬は短期的な政策としては小学教育の維持・高等専門教育の整理を優先し、同時に干渉主義的教育行政による学校管理の強化をとらえた。繰り返しになるが、これらのうち、易克臬がもっとも重視していたと考えられるのは、譚延闓政権期より主張しつづけてきた問題であり、また湖南教育司が直接実施すべき事業でもあった、干渉主義的教育行政を実施して学校管理を強化することであったといえよう。

おわりに

本稿は『湖南教育雑誌』に掲載された易克臬の諸論説を検討することで、これまで明らかでなかった譚延闓政権期における彼の教育主張、および湯薊銘政権初期における彼の教育行政方針を解明することができた。それらをまとめると次の通りである。易克臬は中国社会を「汚濁した社会」と認識し、この社会を改善するために、実利主義の教育方針に基づく道徳観を提唱した。また、易克臬は湖南における「学校風潮」を問題視し、その原因として学校教職員や教育行政人員の学校管理が不十分であることを挙げた。とくに学校教職員のあるべき職業意識に関する主張は、ヘルバルト派教育学の教育理論に基づいており、学生に対する管理・訓練を重視する必要があるとした。さらに彼は、干渉主義的教育行政の実施を唱え、省教育行政機関による学校管理の強化を志向した。そして、これら易克臬の教育主張は、『教育雑誌』に見られる教育主張とその方向性をおおむね同じくしていたのである。

また、1914年の「宣言」に見られた、人民の生活向上と道徳養成という教育目的、実利主義（実用主義）の教育方針、干渉主義的教育行政による学校管理の強化などは、いずれも譚延闓政権期における易克臬の教育主張を継承したものであった。短期的な政策としては小学教育の維持および高等教育の整理を優先し、また同時に干渉主義的教育行政による学校管理の強化をとらえたが、易克臬がもっとも重視していたと考えられるのは、干渉主義的教育行政を実施して学校管理を強化することであり、その主眼は、機能不全に陥っている省立学校の再建にあったといえよう。

第二革命以後、易克臬や符定一ら湖南省教育会の中心人物は、湯薊銘政権下で短期間ながら省教育行政を主導できる地位に就く。湯薊銘政権下における易克臬の教育政策や符定一の省立学校管理の実態については、稿を改めて論じることにした。

註

- (1) 湖南省教育会は、清末から1912年までは「湖南教育總會」と称し、1913年以降に「湖南省教育会」へと改組されるが、本稿では「湖南省教育会」と呼称する。
- (2) 湯薊銘政権期の「教育破壊」について、たとえば劉洪洪主編『湖南通史 近代卷』（湖南出版社、1994年）737-745頁では、学校の閉鎖、教育経費の減額、教職員および学生への弾圧を挙げている。
- (3) 拙稿「清末民初における湖南省教育会の職員構成とその変容」（森時彦編『二〇世紀中国の社会システム』京都大学人文科学研究所、2009年、所収）。
- (4) 堤茂樹「葉德輝における洪憲帝制支持の構図」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 別冊 哲学・史学編』第17号、1990年。
- (5) 「關於湯薊銘在湘暴行的回憶一座談訪問紀錄一」『湖南文史資料選輯』第8輯、1962年、68-70頁では、当時湖南第四師範学校の学生であったという田士清は、湯薊銘政権下において「教育司長の易克臬、省教育会会長の葉德輝、一中校長の符定一、高工校長の施文堯らは、みな頑固守旧の親政府分子である」と回想している。
- (6) 前掲拙稿2009年。
- (7) 1990年ごろまで、袁世凱政権期を主題とする研究は停滞していた。これに対し、近年では高田幸男氏・今井航氏らによって、中央教育行政を中心に袁世凱政権期の再評価が少しずつ進められている。高田幸男「第4章 教育史」（野沢豊編『日本の中華民国史研究』汲古書院、1995年、所収）、今井航「袁世凱政権期における教育政策の再検討—教育理念をめぐって—」『広島東洋史学報』第7号、2002年。
- その一方で、袁世凱政権期における地方の教育実態は、極めて重要なテーマでありながらも依然として解明が進んでいない。清末から民国期にかけての全国的な学校教育の実態については、小林善文氏が『申報』『時報』などの新聞史料や『教育雑誌』の記事を用い、清末から民国期を通じて、経費の不足・教職員の質・教科書などの点が全国的に問題となっていたことを解明した。小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』（汲古書院、2002年）第1章（初出1992年）および第3章（初出1995年・1997年）。ただ、小林氏の研究は、個々の教育問題について、それが問題となった時期や地域が一定していないという限界も存在している。これを克服するためには、時期や地域を限定したうえで、そこにどのような問題があったか、また、それらの問題は教育界人士にどのように認識され、彼らはどのように解決を図ろうとしたか、を解明することが必要だと考える。
- また、先行研究では、蔡元培や黄炎培をはじめとする主要な教育家の思想や教育運動を中心に考察が進められ、国民教育・軍国民教育・職業教育・美感教育といった教育思潮をもとに、彼らが当時の教育問題をいかにとらえ、いかに解決しようとしたかが明らかにされてきた。代表的なものとしては、舒新城『近代中国教育思想史』（上海書店、1929年）、田正平主編『中国教育思想通史 第6卷（1911-1927）』（湖南教育出版社、1994年）。また黄炎培の職業教育運動については、小林前掲書、第6章（初出1980年・1982年）。とくに、辛亥革命後に自由・平等を標榜した蔡元培の教育思想は、現代的意義においても特筆すべきものであるため、中国教育史ではとりわけ注目されてきた。これに対して筆者が着目するのは、それら主要な教育思潮と、地方の教育界人士の問題意識との偏差である。
- (8) 認識と実践という点からいえば、教育司司長就任後の易克臬の教育政策の実態もあわせ

て論じるべきであるが、本稿では彼の問題関心とその枠組を解明することに重点を置き、実践については稿を改めて論じたい。

- (9) たとえば江蘇では、江蘇都督より「省立各学校管轄通則」「教育会組織要件」「江蘇暫行視学章程」などの教育法令や「推行初等教育方法」などの行政方針が公布されている。「江蘇省立学校之通則」「蘇都督頒行教育会組織之要件」「蘇都督推广初等教育方法令」『教育雑誌』3-10、記事、1912年1月10日発行、および「江蘇暫行視学規程」『教育雑誌』3-12、法令、1912年3月10日発行。なお、同誌の発行年月日は奥付の記載による。以下同じ。
- (10) 江蘇省出身の教育論者である莊愈は1913年初頭、前年における全国の教育状況をふりかえり、辛亥革命後は各省が独自に政治を行っており、教育部の新法令は地方では実施されていない、と指摘する。莊愈「元年教育之回顧」『教育雑誌』4-10、言論、1913年1月10日発行。
- (11) 陳潤霖(1879-1946)、字夙荒、湖南新化県の人。清末の生員で、1902年官費留學生の1人。帰国後、私立楚怡学堂を設立し堂長を務める。1910年、湖南教育総会の幹事に選出される。のち、1917年に湖南省教育会会長に就任。湖南省地方志編纂委員会編『湖南省志 第三十卷 人物志』上冊(湖南出版社、1995年)、55-56頁。
- (12) 「湖南学務司辦事章程」、「湖南暫定学制大綱」。ともに『湖南教育雑誌』1-1、法令文牘、1912年6月発行。なお、同誌の発行年月日は奥付の記載による。以下同じ。
- (13) 『湖南教育雑誌』1-2、法令文牘、1912年7月発行。同史料は、1911年10月(旧曆宣統三年九月)より1912年2月までを第1期、同年3月から8月までを第2期、9月から12月までを第3期に分け、各時期の実施計画および実施済みの事項を箇条書きにしたものである。
- (14) 彼が辞任した理由は、教育司内の派閥争いに嫌気がさしたためであるという。「本省教育界情况 甲、教育司」『湖南教育雑誌』1-2、記録、1912年7月発行。
- (15) 吳景鴻(1876-1939)、字紹先、湖南桃源県の人。生員。宋教仁と同郷で、日本の東京高等師範学校に留学し、宋教仁の『二十世紀之支那』の編纂にたずさわる。1905年、同盟会に加入するもほどなくして脱会。帰国後は各地の教員を務める。辛亥革命後、譚延闓の推挙により湖南教育司長に任命されたほか、国民党湖南支部文事主任、参議院議員となる。前掲『湖南省志 第三十卷 人物志』上冊、707-708頁、宋教仁著・松本英紀訳註『宋教仁の日記』(同朋社出版、1989年)396頁を参照。
- (16) 前掲「本省教育界情况 甲、教育司」。
- (17) 藤谷浩悦「清末民初の教育改革と湖南省一「教」と「治」の乖離をめぐって一」(野口鐵郎編『中国史における教と国家』、雄山閣出版、1994年、所収)。
- (18) 唐聯璧の経歴は不明な点が多いが、『湖南教育雑誌』によると、日本で法政を1年半学んでいたという。「湘教育司長之更動」『湖南教育雑誌』2-6、記録、1913年4月15日発行。また、1912年9月に成立した国民党湖南支部において、文事主任に吳景鴻が、副主任に唐聯璧が就任している。湖南省志編纂委員会編『湖南近百年大事記述』(湖南人民出版社、1959年)326-328頁。
- (19) 「各省之教育行政(二)」『教育雑誌』5-4、記事、1913年7月10日発行。
- (20) 1913年9月までの各省教育司の動向について、江蘇では註9のほか、省視学の派遣(『教育雑誌』4-7、記事、以下同じ)、省立中学の設置地点(4-10)。浙江では、各県教育経費の確保(4-2)、省立師範学校の設置地点(5-3)。湖北では、とくに義務教育の実施計画に力が入れられていた(4-6、4-10、5-5)。
- (21) 湖南省教育会の概要については、前掲拙稿2009年を参照。

- (22) 「本省教育界情况 乙、教育会」『湖南教育雑誌』1-2、記録、1912年7月発行。
- (23) 藤谷浩悦「民国初期の政治的統合と地域社会—第二革命前後の湖南省を中心に—」『東京女学館大学紀要』第6号、2009年。
- (24) 留学生派遣案については、子虚子『湘事記』（中国史学会編『辛亥革命』第6巻、上海人民出版社、1957年、所収）内政篇のほか、『申報』にしばしば経過が掲載されている。主要なものとして以下の記事がある。「湘省派送留学生之風潮」『申報』1912年11月14日、「留学生案又起風潮」『申報』1913年2月23日、「湖南学界之悲観」『申報』1913年4月14日。
- (25) 註15および註18を参照。
- (26) 前掲拙稿2009年、414-424頁を参照。
- (27) 「視察第四区学務総報告 湖南省」（多賀秋五郎編『近代中国教育史資料 民国編上』日本学術振興会、1973年、301-303頁。以下、『民国編上』と表記）。
- (28) 前掲「本省教育界情况 乙、教育界」、および「湘教育総会進行之事項」『申報』1912年4月19日。
- (29) 「教育雑誌発刊辞」『湖南教育雑誌』1-1、1912年6月発行。
- (30) 「叙例」『湖南教育雑誌』1-1、1912年6月発行。
- (31) 彼の経歴については、支那研究会編『最新支那官紳録』（支那研究会、1918年）259頁、および「奏訳学館丙級卒業請奨摺」『学部官報』第145期を参照。
- (32) 「湘教育会改組情形」『湖南教育雑誌』2-6、記録、1913年4月15日発行、および「湖南省教育会職員一覧表」（湖南省教育会編『湖南省教育会四年概況』同会刊、1915年、湖南図書館蔵、所収）。
- (33) 訳学館については、北京大学校史研究室編『北京大学史料』第1巻（北京大学出版社、1993年）、160-181頁、および多賀秋五郎編『近代中国教育史資料 清末編』（日本学術振興会、1972年）解説55-56頁を参照。
- (34) 前掲「叙例」。
- (35) 「湖南省教育会章程」（湖南省教育会『湖南省教育会第一次報告書』同会刊、1913年、湖南図書館蔵、所収）第8条および第9条。
- (36) 易克臬がこのときどの政党に所属していたかは判然としない。なお、後のことになるが、湯薌銘政権下において、進歩党（共和党・統一党・民主党の三党が合併）結成の際に易克臬が参与している。「湖南近事記 推定支部正長」『時報』1914年4月3日。
- (37) 「教育宗旨」（『民国編上』403頁）。また、臨時教育会議における教育宗旨に関する議論については、同書の解説54-56頁を参照。
- (38) 阿部洋『中国近代学校史研究』（福村出版、1993年）第5章（初出1976年）。
- (39) 梁啓超「中国積弱遡源論」『飲冰室文集』第5巻、18-28頁。また、全国教育界の概要については、小林前掲書、第1章および第3章。
- (40) 舒新城前掲書、第9章、および陸費逵「民国教育方針当採実利主義」（呂達主編『陸費逵教育論著選』人民教育出版社、2000年、118-120頁）
- (41) 梁啓超「十種徳性相反相成義」『飲冰室文集』第5巻、46頁。
- (42) 清末の全国的な状況については、桑兵『晚清学堂学生与社会変遷』（学林出版社、1995年）。湖南については、湖南教育史編委会編『湖南教育史』第2巻（岳麓書社、2002年）、445-472頁。これら先行研究では、清末の学校風潮に対して、その要因は清朝・行政機関・教職員の腐敗や学生側の未成熟さなど、多くの要素があると指摘しつつも、学生の反清革命活動や民主化

を求める動きが社会に与えた影響を肯定的に評価している。

(43) 朱元善「学校風潮論」『教育雑誌』5-4、言論、1913年7月10日発行。

(44) 清末期において「自由」がどのように理解されたか、佐藤慎一氏の所論によると次のとおりである。清末期、西洋思想が中国に流入すると、ルソーやフランス革命の標榜する「自由」理解をめぐって、日本留学生を中心とする革命派と梁啓超との間で論戦が繰り広げられた。革命派の鄒容は、自ら執筆したパンフレット『猛回頭』において、自由や平等は「天賦の権利」であるとし、来るべき革命は「奴隷たることをやめて主人となる」革命で、「人々をして平等自由の幸福を享受させる」革命である、と説いた。これに対して、梁啓超もまた「自由」を尊重していたが、進化論の枠組を前提とする彼は、ルソーの「天賦の権利」の観念を認めなかった。そして、自ら立法した法律を遵守することによる自己の自由と他者の自由の同時実現こそが彼の追求するところで、これを「文明の自由」と呼び、鄒容の言う自由を「野蛮の自由」として、両者の自由を区別している。佐藤慎一『近代の知識人と文明』（東京大学出版社、1996年）323-335頁を参照。

革命派は帰国後、学堂を拠点にして学生に革命派の自由観を説いた。それは一方では辛亥革命の原動力の一つとなったが、一方では辛亥革命後、学生の自由観によって地方教育界に混乱が生じていたのである。

(45) たとえば高志中は、蔡元培の公民道徳をよしとしながらも、「自由は天賦に基づくという解釈はすでに過去時代の学説であり、今日自由を解釈すると、法律の範囲内の行動で判断する」といい、学生は学業においては教師の指導に従うべきだと主張した。また賈豊臻は学生に対し「共和・自由・平等の名詞にかこつけて、ずるがしこくほしいままにはならない」と呼びかけている。高志中「敬告民国教育家」『教育雑誌』3-12、言論、1912年3月10日発行、および賈豊臻「今後之教育界」『教育雑誌』4-6、言論、1912年9月10日発行。

(46) 「教育部訓令三則」（『民国編上』141頁）。

(47) 「大總統頒定教育宗旨」（1915年2月公布）の「重自治」・「戒躁進」の条。『民国編上』575-580頁。概要については同書の解説87-90頁を参照。

(48) 湖南第一師範学校については、湖南第一師範校史編写組編『湖南第一師範校史』（上海教育出版社、1983年）1-10頁を参照。

(49) 1913年8月に刊行された視察報告によると、長沙に設置された省立学校のうち、第一師範学校は「校長がいまだ人を得ていないため、学生は時として風潮を起こし、いまだ専心して学問に取り組めていない」、高等師範学校は「校舎は広々とし、設備もそろっているが、管理・教授はいまだことごとくは当を得ていない」、甲種工業学校は「学生は実習に努めているが、工場の管理はあまり注意されていない」、甲種農業学校・甲種商業学校は「一方では校長がいまだ人を得ず、一方では教授がいまだ法を得ず、みなすべからく大いに整理を加えるべきである」と指摘されている。なお、この報告で、省立学校のなかで肯定的な評価を得ているのは、符定一が校長を務める全省高等中学校（長沙）や第二師範学校（常德）のほか、第一師範附属小学校、第一・二・三・六・八の各初等小学校（いずれも長沙）である。前掲「視察第四区学務総報告 湖南省」。

(50) 前掲『湖南第一師範校史』10頁によると、同校の校長は1913年4月に曾沛霖（経歴不明）から孔昭綏へと交替している。「学校風潮」は『湖南教育雑誌』2-8（1913年5月15日発行）に掲載されているが、この時期、同誌は月2回発行されており、1913年3月31日に実施された湖南省教育会の職員改選の記事が同誌2-6（1913年4月15日発行）に掲載されるなど、事

件の発生から記事を掲載するまでの間隔が短いことから、この時評で取り上げられているのは、校長に就任して間もない孔昭綬ではないかと考えられる。

孔昭綬は湖南優級師範学堂の卒業生で、校長就任後、蔡元培の教育思想および中華民国の教育宗旨に沿って校内を改革した。彼は反袁世凱の立場をとったため、湯薌銘政権の成立後、湯薌銘の追っ手から逃れるため1914年1月に離職した。前掲『湖南第一師範校史』10頁および70-71頁。この時評をはじめ、1913年中の孔昭綬と易克臬および湖南省教育会との関係については、現時点では不明な点が多く、今後の検討課題としたい。

- (51) 約龠「教員転任問題」、浮邱「教員之任意曠課」、ともに『教育雑誌』2-12、言論、1911年1月10日発行。
- (52) 以下、ヘルバルト派教育学については、細谷俊夫等編『教育学大事典』第1-5巻（第一法規出版社、1978年）の当該項目のほか、中野光等著『初等教育史』（世界教育史体系23、講談社、1975年）第2章第2節（三枝孝弘執筆）、林友春「二十世紀初期中国における中国人による教育の理論的研究」（多賀秋五郎編『近代アジア教育史研究』下巻、岩崎学術出版社、1975年、所収）、周谷平『近代西方教育理論在中国的伝播』（広東教育出版社、1996年）第1章-第3章、をそれぞれ参照した。
- (53) 周谷平前掲書、第3章。
- (54) 阿部洋前掲書、第5章など。
- (55) 前掲「叙例」。
- (56) 森時彦氏によると、18世紀以後20世紀初頭にかけての欧米における放任主義（自由放任主義）と干渉主義（国家主義）は、もともとは経済学の概念であるという。清末期、梁啓超は日本書の翻訳を通じて受容し、経済思想のみならず政治思想において、ドイツ流の干渉主義（国家主義）政策が中国の国情に適していると考えた。この梁啓超の理解は、彼の著作を通じて清末民初期に中国で広まり、第一次世界大戦勃発直後までは、ドイツ流の干渉主義政策が中国で優勢を占めていた。森時彦「梁啓超の経済思想」（狭間直樹編『共同研究 梁啓超』みすず書房、1999年、所収）。
- (57) 張朋園『中国現代化的区域研究 湖南省 1860-1916』（中央研究院近代史研究所、1983年）154-167頁。
- (58) 「組織教育行政會議案」（前掲『湖南省教育会第一次報告書』所収）。
- (59) 前掲「視察第四区学務総報告 湖南省」。
- (60) 「湘財政司等正法記」「瀟湘近事記」『時報』1913年11月24日、1914年1月1日。
- (61) 「湘省要聞一束」『時報』1913年12月25日。
- (62) 『政府公報』第618号、1914年1月26日、公文。
- (63) 「省教育会呈民政庁請通令各県知事維持小学現状文」『湖南教育雑誌』3-1、専件、1914年1月31日発行。
- (64) 前掲「湘都督兼民政長訓令四則」。
- (65) 舒新城前掲書、第9章。
- (66) 小学教育については、「教育部訓令各省地方自治停辦後凡関教育職務應另設学董執行」『教育雑誌』5-12、記事、1914年2月16日発行、および「維持教育辦法之新規定」『教育雑誌』6-1、記事、1914年4月15日発行。法政学校については、「教育部特派臨時視学」『教育雑誌』5-10、記事、1914年1月10日発行、「教育部派員察視私立法政之結果」『教育雑誌』5-11、記事、1914年2月10日発行。